

つくも

2020

vol.192

令和2年冬号



鳳凰山本漸寺 (東金市)

企業戦士の素顔



横芝光町
株式会社 土屋
代表取締役 土屋 歩 様

会社
訪問

18pに掲載しています。

主な内容

- 新年のご挨拶
- 法人会全国大会
- 納税表彰式
- 委員会だより
- 部会だより
- 税務署だより
- 県法連だより
- 税理士会からのお知らせ
- ブロックだより
- 東金労働基準監督署からのお知らせ
- 会社訪問 “企業戦士の素顔”
- 郷土史跡名所めぐり
- 事務局だより



新年のご挨拶



会長 矢部 慎一

新年あけましておめでとうございます。

令和2年の年頭にあたり謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年中は、会員の皆様方はじめ東金税務署・税理士会・各金融機関及び保険会社、そして各種団体の皆様方に大変お世話になり誠にありがとうございました。

昨年5月に2期目の会長を仰せつかり、新体制でスタートを切ったわけですが、経験・勉強不足の私を支えて頂き、皆様方の献身的なご協力が無事令和元年を終了する事ができました事に心より感謝申し上げます。

さて昨年を振り返ってみますと、何といても千葉県を襲った未曾有の台風災害が思い出されます。9月から10月に千葉県に上陸、あるいは影響を与えた3度の台風による長期の停電・断水をはじめ、建物の損壊・倒木による道路の通行止め、大雨による河川の氾濫・住宅の床下・床上浸水等、東金法人会管内でもたくさんの方々が甚大な被害を受けました。年間行事であるチャリティーゴルフ大会の中止・税制委員会の講演の延期・青年部会による租税教室の中止など、余儀なくされたこともこの影響によるものです。

現在でも不自由な毎日を過ごされている会員や家族、そして各企業の皆さんにおかれましては、一日も早く元の生活に戻れますよう心よりお祈り致しますとともに、被災された方々に衷心よりお見舞い申し上げます。

それから昨年は、10月1日より消費税が10%に引き上げられました。同時に新しく軽減税率制度も導入されましたが内容が少し複雑で、この制度に馴染めない方もたくさんいらっしゃるように感じられます。早く内容を理解して新制度に慣れて頂きたいと考えます。この税制改正が、日本国民の為に有意義に使われる事を願っています。

その他の活動として当法人会は、毎年組織委員会を中心として会員増強に力を入れています。過去数年、常に千葉県内14単位会の中で、トップクラスの成績をあげて結果を出していますが、昨年も順調に推移したと思われしますので、結果を聞くのを心待ちにしている所です。また女性部会による税に関する絵はがきコンクールも、たくさんの小学校児童から応募があり、年々内容が向上しており入賞を決める審査に大変苦労した思いもありました。

さらに税制委員会では、山武郡市内の首長さんに「税の提言書」を提出させて頂きましたし、特に九十九里町には、AEDの寄贈もさせて頂きました。この他にも研修会や講演会、交流会等を多数行っています。これからも会員の皆様方と、各関係機関の方々と手を携えて、さらに意義ある活発な向上性のある活動をしていきたいと考えていますので、今まで通りのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

結びに会員各企業の^{いやさか}弥栄と税務当局の皆さんはじめ関係各機関、そして会員の皆様方のご健康とご多幸とさらなるご活躍を祈念申し上げましてご挨拶と致します。





新年のご挨拶



東金税務署長 渡邊 信夫

新年あけましておめでとうございます。

令和2年の年頭に当たりまして、公益社団法人東金法人会の皆様に、謹んで新年のお慶びを申し上げます。旧年中は、矢部会長をはじめ会員の皆様方には、税務行政全般にわたり深いご理解と多大なるご協力を賜り、心から御礼申し上げます。

貴会におかれましては、毎年、積極的な会員増強運動を実施され、組織基盤の強化に努められるとともに、常日頃から税務知識の普及と納税意識の向上を目的に様々な事業活動を展開され、「税務座談会」をはじめとする各種研修会の開催や税を考える週間の「街頭広報」等の実施、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」、青年部会による「小学校での租税教室」など、貴会の地域社会での貢献活動に心から敬意を表しますとともに、改めて深く感謝申し上げます。本年も更に充実した事業活動を実施していただきますようお願い申し上げます。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済活動の国際化・高度情報化などにより大きく変化しております。これに伴い、「課税・徴収の効率化・高度化」と「納税者の利便性の向上」を柱とする税務行政のスマート化を目指して、ICTを活用した国税電子申告・納税システム(e-Tax)の普及・添付書類を含めた電子化に向け、各種施策に取り組んでおります。

また、大法人については、令和2年4月1日以降に開始する事業年度からe-Taxが義務化されます。中小法人の皆様も、この機会にe-Taxによる申告・納税をご検討ください。

さらに、昨年10月の消費税率の引上げと同時に実施された軽減税率制度に伴い、多数の事業者の方々にとって、税率ごとの商品管理や区分経理などの対応をしていただいているところですが、今後も東金税務署として、制度の周知・広報等に取り組んでまいりますので、説明会の開催や広報紙への掲載など、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、本年は「庚子(かのえね)」の年であります。「庚子」の言葉の謂れを調べてみますと、庚は「更」という字に通じ、「植物の成長が止まって新たな形に変化しようとする」状態を指し、子は本来「孳」という字で、「種子の中に新しい生命がきざし始める状態」を指します。

平成から令和への改元後の新年を迎えるにあたり相応しい意味であり、東京オリンピックの開催を契機に飛躍の年になればと願っています。東金税務署においても一層の努力をして参る所存でありますので、本年も引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、本年も公益社団法人東金法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄の年となりますよう心からお祈りいたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



第36回法人会全国大会 三重大会

令和元年10月3日(木)三重県の津市産業・スポーツセンターにて、全国より412単体会、1,700余名が参加し盛大に開催されました。

東金法人会からは矢部会長・越川副会長・榊原副会長・飯田副会長・堀越事務局長の5名が参加しました。

第1部では、「皇室と神宮」と題して、伊勢神宮広報室広報課長の音羽悟氏の記念講演が行われました。

第2部の大会式典では、小林栄三全国法人会総連合会長及び宮崎由至三重法人会連合会会長の挨拶に続き、星野次彦国税庁長官のほか来賓の祝辞、会員増強表彰等の授章式を経て、「令和2年度税制改正に関する提言」の解説が行われました。続いて、租税教育活動報告があり、最後に「令和2年度税制改正に関する提言」の実現を求める大会宣言で締めくくられました。

次回の第37回大会は、令和2年10月8日(木)に岩手県の盛岡市民文化ホールで開催予定です。

† † † † 令和2年度 税制改正スローガン † † † †

経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を！

適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！

中小企業は日本経済の礎。活力向上のための税制措置拡充を！

中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。

現在、わが国経済は企業収益に陰りが見えるなど、景気の減速懸念がにわかに強まっている。大規模金融緩和の効果期待できなくなった上、米中の経済摩擦によるマイナスの影響が顕在化してきたためである。一方、国際経済面では、アメリカの保護主義的政策がわが国をも対象とするなど予断を許さない状況となっている。

国家的課題である財政健全化は困難を極めており、わが国の長期債務残高は先進国の中で突出して悪化している。また、わが国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口減少という深刻な構造問題も抱えている。社会保障の恒久的安定財源である消費税は、今般、

税率が10%に引き上げられたが、今後の社会保障給付費の増大と財政健全化の困難さを考えれば、「受益」と「負担」の均衡に向けた議論を早急に開始することが重要である。

中小企業は、地域経済と雇用の担い手である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持するとともに、わが国経済の礎として、中小企業の力強い成長を促す税制の確立が不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継税制のさらなる拡充」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、令和という新しい時代を迎え、ここ三重の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和元年10月3日

全国法人会総連合全国大会

令和2年度 税制改正に関する提言(要約)

～法人会に関係が深い部分を抜粋して記載～

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

1 財政健全化に向けて

- (1) 今般の消費税10%への引き上げは財政健全化と社会保障の安定財源確保のため不可欠なものであり、税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備や来年度当初予算での措置を講じることが必要。
- (2) 2019年度から21年度の基盤強化期間でも引き続き社会保障費の増額を抑制する目安を示す改革に取り組む。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要。
- (4) 軽減税率制度による減収分については安定的な恒久財源を確保すべき。
- (5) 金融資本市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求む。

2 社会保障制度に対する基本的考え方

- (1) 年金について「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策の実施。
- (2) 給付の急増の抑制のため診療報酬(本体)体系の見直しやジェネリック普及率80%以上の早期達成。
- (3) 介護保険制度の持続性を高めるための給付及び負担のあり方の見直し。
- (4) 生活保護の給付水準の見直しや不正受給の防止。
- (5) 少子化対策としての保育所や学童保育の整備や企業主導型保育事業のさらなる活用検討と安定財源の確保。
- (6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立。

3 行政改革の徹底

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費抑制。
- (2) 国・地方公務員の人員削減と能力重視による賃金体系見直しによる人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4 消費税率引き上げに伴う対応措置

- (1) 「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に転嫁できる実効性の高い政策をとる。
- (2) 消費税の滞納防止のためさらなる対策を講じる。
- (3) システム改修や従業員教育など事務負担が増大する中小企業への特段の配慮。

5 マイナンバー制度

- ・ マイナンバー制度の意義等の周知と定着に向けた取り組みが必要。

6 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1 法人実効税率について

- ・ OECD加盟国やアジア主要10カ国等に比べ我が国の法人実効税率は高い水準にあり、国際競争力の観点からもさらなる引き下げを視野に入れる必要がある。

2 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小企業に適用される軽減税率の特例15%の本則化。
- (2) 租税特別措置の制度拡充と本則化
 - ① 中小企業投資促進税制の対象設備拡充。
 - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置を全額損金算入とする。
- (3) 中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)の手続き簡素化等。

3 事業承継税制の拡充

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
 - ① 免除制度に改め、以前の適用者への適用要件を緩和。
 - ② 経営者への制度周知。

III. 地方のあり方

- ・ 地方分権化は地方活性化の上でも重要。
- ・ 「ふるさと納税制度」のさらなる見直し。
- ・ 地方は自らの責任で行財政改革を進め活性化策を企画・立案し実行すべき。
 - (1) 地方創生での実効性ある改革
 - (2) 広域行政による効率化の検討
 - (3) 地方の行財政改革に民間のチェック機能導入
 - (4) 地方公務員給与の給与体系見直し
 - (5) 地方議会のスリム化や議員報酬の削減と政務活動費の適正化

IV. 震災復興等

- ・ 東日本大震災からの復興は原発事故への対応を含め引き続き適切な支援が必要。
- ・ 地震や台風などによる大規模自然災害へ適切な支援と実効性ある措置。
- ・ 災害等に係る雑損失の繰越控除期間を5年に延長する。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

○法人税関係

- 1 役員給与の損金算入の拡充
 - (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
 - (2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- 2 交際費課税の適用期限延長
- 3 公益法人課税

○所得税関係

- 1 所得税のあり方
 - (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
 - (2) 各種控除制度の見直し
 - (3) 個人住民税の均等割
- 2 少子化対策

○相続税・贈与税関係

- 1 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
- 2 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
 - (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる
 - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

○地方税関係

- 1 固定資産税の抜本的見直し
 - (1) 商業地等の宅地を評価するにあたっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
 - (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
 - (3) 償却資産の少額資産範囲を30万円に拡大又は廃止。
 - (4) 固定資産税の免税点の引き上げ。
 - (5) 国土交通省、総務省、国税庁の評価体制一元化。
- 2 事業所税の廃止
- 3 住民税の超過課税の見直し
- 4 法定外目的税の適用配慮

その他

- 1 配当に対する二重課税の見直し
- 2 電子申告

令和元年度 納税表彰式

令和元年度の「税を考える週間」における納税表彰式が11月14日（木）、東金商工会館において、東金税務署と山武税務懇話会の共催により挙行されました。

式典では署長表彰、署長感謝状、団体長感謝状の授賞式のあと、税に関する各作品の表彰が行われました。

当会の関係で受賞された方々は次の通りです。



受賞者（敬称略）

◎東金税務署長表彰

松井 京子（女性部会長）
佐久間正男（源泉部会長）

◎東金税務署長感謝状

飯田 克美（副会長）
土屋 敏則（前青年部会長）
宇澤 孝浩（横芝光・芝山副ブロック長）

◎公益社団法人 東金法人会 会長感謝状

佐藤 史郎（前東金第2支部長）
平本 光男（組織委員長）
櫻田 基介（山武第2支部長）
小川 一馬（山武第4支部長）
石坂 俊晴（e-Tax推進委員長）

◎税に関する絵はがきコンクール

東金税務署長賞
大網白里市立大網東小学校 工藤 美優
（一社）千葉県法人会連合会 女性部会
連絡協議会 会長賞
大網白里市立白里小学校 加藤岡 まや
（公社）東金法人会長賞
東金市立丘山小学校 杉野 亜由莉
（公社）東金法人会女性部会長賞
九十九里町立豊海小学校 鵜澤 百亜菜

税を考える週間（11/11～17）

街頭キャンペーン《東金市産業祭》



街頭キャンペーン《ベイシア大網白里店》



中学生の「税についての作文」公益社団法人 東金法人会会長賞受賞作品



当たり前

大網白里市立大網中学校
2年 長谷川 樹里

一学期、私たちに教科書が配られる、無料で。当たり前だ。私たちの教科書は、税金によってまかなわれているのだから。これは、とてもありがたいことだ。もし、教科書を自分で買わなければならないと言われたらどうになってしまうのだろう。教科書は、一冊で約800円ほどする。そして私は、実に80冊もの教科書を持っている。つまり、小学校から始まり、中学校を卒業するまでに、なんと65,000円近くもしてしまう。とてつもない大金だ。しかし、これだけでは終わらない。もし、高校、大学と進んだなら、さらにお金がかかってくる。しかし、そんな中で、義務教育である小中学校でこれだけのお金を払わなくてすむのはとても大きいと感じた。

しかし、これらのことのありがたさに、一体どれくらいの人たちが気付いているのだろうか。私はよく、教科書に線を引いたり、書きこんだりする。折れたり、汚してしまうこともある。だが、「これは自分の教科書だ。どうしようと私の自由だ。」と割り切ってしまう。

だが、全ての国がそうではない。ヨーロッパやアメリカなどの地域では、教科書は学校から「借りる」もの。汚したり、なくしたりしたら、新しく買って返さなくてはならない。つまり、私がよ

くやるように、自由に線を引いたり、書きこんだりはできないということだ。これはとても窮屈で、子供たちは学びにくいのではないだろうか。確かに、海外の教科書は日本の教科書に比べると、厚く、内容は濃いという。そのせいで、どうしても教科書の値段が高くなってしまおうというのわかる。これでは、無料配布をするのは、とても大変だ。

しかし、これでは子供たちの学ぶチャンスを奪ってしまっていないだろうか。ある学校では、こんなことがあったという。先生が社会の教科書を10年たっても新しくしなかった。おかげで教科書はボロボロ。また、10年前の教科書だ。当然内容は古くなってしまっている。つまり、子供たちが学べるのは、10年前までのことだけ。毎日のように変わりゆくこのご時世で、新しいことを学ぶことができないのは、とても残念なことだと思う。そして、この子供たちは、やっと新しくなった新品の教科書を見て、「教科書がまぶしかった。」と言っている。このときの子供たちの喜びや感謝は一体どれほどのものであっただろう。

毎年新しく配られ、何年かに1度内容が変わる日本の教科書。大事に使えば、1年たっても、新品と何ら変わりのない教科書。税金によってまかなわれている私たちの教科書は、私たちに無料で配られている。普段から、このような状況下にいる私たちは、このありがたさになかなか気付くことは難しい。しかし、私は、気付ける人でありたいと思う。そのためにも、これからは、教科書を大切に使っていきたい。

税を考える週間 (11/11 ~ 17)

街頭キャンペーン《東金サンピア》



委員会だより

組織委員会

令和元年度「会員増強運動月間」

令和元年11月末日現在

支部名	目標	獲得数	支部名	目標	獲得数	支部名	目標	獲得数
東金第1	3	3	山武第1	3	0	アフラック	2	1
東金第2	4	4	山武第2	2	0	千葉銀行	11	11
東金第3	4	1	山武第3	4	1	京葉銀行	7	4
東金第4	3	4	山武第4	1	0	千葉興業銀行	2	2
東金ブロック計	14	12	山武第5	2	1	千葉信用金庫	3	1
九十九里第1	1	0	山武ブロック計	12	2	銚子信用金庫	4	1
九十九里第2	3	0	芝山	3	0	銚子商工信用組合	3	0
九十九里ブロック計	4	0	横芝光第1	2	1	税理士会	2	1
大網白里第1	4	0	横芝光第2	2	2	その他	3	1
大網白里第2	3	3	横芝光・芝山ブロック計	7	3	小計	47	27
大網白里第3	2	0	大同生命	5	2	合計	93	47
大網白里ブロック計	9	3	AIG	5	3			

新会員のご紹介 新しく会員になられた皆さんです =よろしく=

(令和元年11月末日現在)

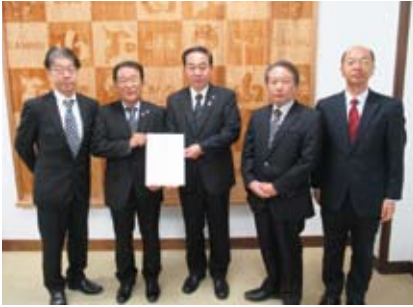
支部名	名称	業種	支部名	名称	業種
東金1	小松 孝	税理士	大網白里1	(有)サクシード	卸業
東金1	(株)コンフォートビルド	建設業・電気工事業	大網白里2	(株)アールイーナンバー	広告業
東金1	(学)東金教会学園	幼児教育	大網白里2	(株)サクセス	リフォーム業
東金2	(株)THE WORLD	人材派遣	大網白里2	(株)シュロの木	ハウスクリーニング
東金2	(株)星の木	訪問介護	大網白里2	(株)マルコン	塗装業
東金2	(宗)日蓮宗 宝蔵寺	宗教法人	大網白里2	(同)クラリティ	意匠写真撮影加工
東金2	NPO法人 げんき村	サービス業	山武1	房総リビング(株)	不動産業
東金3	(宗)妙福寺	宗教法人	山武2	(有)アール・イー・エヌ	飲食業
東金3	(同)東金食品	飲食店	山武2	京浜工業(株)	製造業(建設機材製造)
東金3	IATジャパン(株)	中古車・部品販売業	山武3	サンエナジー(同)	太陽光発電事業
東金4	(一社)空手道無限勇進会	空手道場	山武5	加瀬(株)	溶接工事業
九十九里1	(有)日本豆腐大和屋	豆腐・油揚げ製造業	横芝光1	(株)あづま庵	飲食業
九十九里2	(株)グルーブ	電気工事業	横芝光1	(株)コンコラン	農業
大網白里1	VIA(株) 大網営業所	広告制作	横芝光1	(株)八角建築	土木工事業
大網白里1	(株)MTK JAPAN	介護・エステ	横芝光1	(同)アクティブ	介護事業
大網白里1	(株)いこし	新聞小売業	横芝光2	グローバルワークス(株)	コンクリートブロック卸
大網白里1	(特非)コスモス	障害者福祉サービス			

※個人情報公開先のみ掲載

税制委員会

○税制委員会 市長・町長に陳情

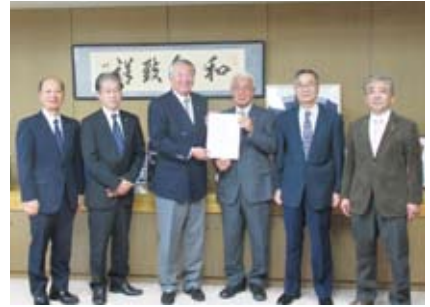
令和元年11月に小林税制委員長と各地区の役員で3市3町を訪問し、「令和2年度税制改正に関する提言」を陳情いたしました。



山武市 (11/7)



九十九里町 (11/7)



東金市 (11/12)



芝山町 (11/12)



横芝光町 (11/12)



大網白里市 (11/26)

研修委員会

○パソコンセミナー

10月30日(水)、今年度2回目のパソコンセミナーを開催しました。午前の部は『PowerPointを使ったプレゼンテーション作成テクニック』、午後の部は『Excelのスキルアップ』というテーマで、大手パソコンスクールで法人向けの研修をたくさん実施されている先生をお招きし、昼食をはさみ2部構成で行いました。当日の学習資料とそれに沿ったデータをご用意いただき、時間の許す限り質問を受け付けてくださり、とても充実した研修になりました。



e-Tax推進委員会

○「チャレンジe-Tax」研修会

10月8日(火)、東金税務署別棟会議室において東金税務署とe-Tax推進委員会の共催でチャレンジe-Tax研修会が開催されました。

実際にパソコンを使つての実技研修で、e-TaxホームページからIDパスワード方式を利用して、所得税の確定申告書や法定調書の作成を、例題に沿って詳しく説明していただきました。

また、パソコン操作の質問についても、講師とは別の東金税務署員が指導補助等を対応していただき、とても充実した研修会でした。



部会だより

青年部会

○青年の集い（大分大会）

第33回「法人会全国青年の集い」大分大会が、11月7日（木）・8日（金）、大分市内で開催されました。東金法人会青年部会としては、7名で参加してまいりました。今年度の一番のテーマは「未来を動かす第一歩、健康経営オリムピックについて」として、未来を担う子供たちに国の負の遺産である大きな借金を残さないようにしていくにはどうしたらよいかについて、話し合いました。法人会としてまずは医療費の削減から始めて行こうとし、その具体的な思考と行動を今後どのようにしていくかを勉強してきました。

日本の総人口は2010年をピークに減少していく中で、医療費等給付金の増大が国の財政を圧迫して行き、医療費制度の構造的な要因が医療費の抑制を困難にしているのではないかとこのところから、法人会で2つの目標を掲げ取り組んでいこうと、提案がありました。

- ①青年部会として2040年に向け、社会保障制度の破綻の回避と安定的な国の歳入確保に寄与し、法人会ならではの健康経営の推進と普及に取り組む。
- ②青年部会として2040年に向け、社会保障給付費の推計190兆円を抑制する為、適切な医療との関わり方について学び医療費の適正化に貢献する。

今後の検討として全法連青連協としてはジェネリック医療品の推奨やフィットネスクラブとの連携・健康経営の共通アプリ等の提案等、色々な意見がありました。

また、県連、単位会ではジェネリック医療品希望シールの作成・配布や健康経営ラインアプリスタンプ等の普及等の意見がありました。

企業や個人向けとしては定期健診100%実施・禁（分）煙対策・スポーツクラブへの法人加入・バランスの取れた食事や良質な睡眠の確保等の提案が出ました。

今後、このような内容で進めていながら、並行して現在遂行している租税教室を各小学校で展開していければと思います。

また、大会プログラム以外の時間帯においては、事前に大分県法連から送られてきたパンフレットを参考に、物産展に赴き飲食ブースや販売ブースを巡り、大分の魅力を味わって参りました。

（青年部会 部会長 向後 雅秀）



○租税教室事前研修

今年度の青年部会による租税教室は正気小学校（12月）、成東小学校（1月）で行いました。それに先立って11月19日（火）に当会事務局で事前練習を行いました。先生役・アシスタント役・生徒役などの担当決め、本番さながらの練習となりました。青年部会みなさんのユーモアが溢れる授業展開で、当日がとても楽しみな時間となりました。本番の様子は次回の春号でご報告します。



女性部会・源泉部会

○女性部会・源泉部会合同研修旅行

令和元年10月11日（金）、女性・源泉部会合同研修旅行を実施いたしました。車内では、税務署の職員の方に作成していただいた税金クイズでの研修を行いました。軽減税率制度に関する問題が多く、大変勉強になりました。

見学地は都庁展望台と迎賓館赤坂離宮の視察でした。あいにくの空模様でしたが、展望台からの眺めはぼんやりとしていましたが、迎賓館では、ニュース映像で見る立派なお部屋や上品な室礼の数々を、間近に見ることができました。

日常の風景から離れ、良い刺激を受けた一日となりました。



○女性部会社会貢献活動

10月16日（水）、女性部会による社会貢献活動として、山武市にある特別養護老人ホーム「青松苑」の慰問を行いました。三味線や民謡、フラダンスなどを披露し、入居者の方々と楽しいひとときを過ごさせて頂きました。会員の皆様からお預かりしたタオルも寄贈させて頂き、充実した時間となりました。



■■■■■■■■■■ 源泉部会 ■■■■■■■■■■

○年末調整説明会

10月24日（木）、東金商工会館において、源泉部会による年末調整説明会が開催されました。各市町で行われる説明会に先立っての開催のため、早めに資料を受け取ることができ、直接、税務署の職員の方に相談ができるので、毎年、大勢の方々が参加されます。年に一度の大切な事務についての説明会に、出席者の方々は気を引き締めて聞かれていました。



～ AED 寄贈～



11月7日、九十九里町の介護予防拠点施設『ちどりの里』にAEDを寄贈しました。例年、厚生委員会主催のチャリティーゴルフ大会の募金で寄贈しておりましたが、台風15号の影響により予定していた大会が残念ながら中止になりました。今年度は当会の資金から費用を捻出し寄贈に至りました。来年は無事開催され、寄贈を続けていけるよう願います。



東金税務署からのお知らせ



【問合せ先】 〒 283 - 8585 東金市東新宿 1 - 1 - 12 Tel.0475 (52) 3121 (代表)

※ お電話は、自動音声によりご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

申告書作成会場の開設期間

開設期間	会場(所在地)	時間
2月17日(月) ～ 3月16日(月) ※ 土、日及び2月24日(月)を除きます。	東金商工会館1階 (東金市東岩崎1-5)	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※ 会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください。 【相談】 午前9時から午後5時まで

※ 申告書等の提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。

- 東金税務署内では、事前に作成した申告書等の受付のみを行っており、申告書作成会場はありませんので、ご了承ください。
- 2月17日(月)及び3月9日(月)以降は、大変な混雑が予想されますのでご了承ください。
- 確定申告期間中は申告書作成会場及び税務署の駐車場は、ご利用いただくことができません。(注)
お車でお越しの際は、東金駅東口にある「タイムズ東金駅前第3駐車場」を無料でご利用いただくことができます。ただし、台数に限りがありますので、可能な限り公共交通機関をご利用ください。
(注) 身障者用駐車スペースを、ご利用の際は申告書作成会場又は税務署の警備員にお声かけください。

【案内図】



会場は混雑しますので、ID・パスワード方式を利用したご自宅からのe-Tax申告がおすすめです。

スマホ×確定申告 ～ ネクストステージ ～

進化するスマート申告!

スマホで見やすい専用画面

給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除又は寄附金控除を適用する申告に加えて、令和2年1月から、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。

e-Taxで手続完結

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。

また、マイナンバーカード対応のスマートフォン等をお持ちでない方も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。

「国税庁ホームページ」へアクセス

申告書は、国税庁ホームページで作成できます。



税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期 間	会 場	所 在 地	時 間
1月30日（木）	芝山町役場 2階大会議室	芝山町小池992	【午前の部】 9時30分～12時 【午後の部】 1時～4時
1月31日（金）	九十九里町保健福祉センター 会議室	九十九里町片貝2910	
2月3日（月）	横芝光町役場 2階会議室	横芝光町宮川11902	
2月4日（火）	山武市役所 3階大会議室	山武市殿台296	
2月5日（水）	さんぶの森交流センター あららぎ館	山武市埴谷1884-1	
2月6日（木） ・2月7日（金）	大網白里市保健文化センター 3階ホール	大網白里市大網100-2	

【ご注意ください】

- **小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書**（土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方、住宅借入金等特別控除を初めて受けられる方を除く。）を作成して提出できます。事前に作成した申告書等の提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。
- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類（①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び身元確認書類）の写し等をご持参ください。
- 混雑状況等により、受付を早めに終了する場合がありますのでご了承ください。
- 申告書用紙の発送時期の関係で、相談日が過ぎている場合がございますがご了承ください。
- 個人消費税の申告を希望される方は、消費税率ごとに区分した帳簿等をご持参ください。

医療費控除を受けるための手続きが変わりました！

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに『**医療費控除の明細書**』の添付が必要となりました。（領収書の提出は不要となりました。）

- ※1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）
- ※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）

（注）平成29年分から令和元年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。



申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、“**毎回**”マイナンバーの記載と、**本人確認書類**（番号確認書類及び身元確認書類）の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認書類の例》

- ① マイナンバーカード（個人番号カード）のみ（【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。）
- ② 通知カードなど【番号確認書類】+ 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】
 - ※1 郵送にて申告書提出する場合は、①の写し（表裏両面）又は②の写しを添付してください。
 - ※2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。



～(東京国税局からのお知らせ)～

文書回答手續をご利用ください!

～納税者の皆様からの質問に対して国税局が文書で回答します。～

「文書回答手續」とは、納税者の皆様から、申告期限等の前に個別の取引等に係る税務上の取扱いに関して文書による回答を求める旨の照会があった場合に、一定の要件の下に、文書により回答するとともに、他の納税者の皆様の予測可能性の向上に役立てていただくために、その照会及び回答の内容を国税庁ホームページで公表するという納税者サービスです(照会者名は原則非公表です。)

なお、この手續の詳細については、国税庁ホームページの「事前照会に対する文書回答手續」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/kobetsu/bunsho/01.htm>)からご覧ください。

県法連だより

令和元年12月13日(金)、(一社)千葉県法人会連合会の花島会長と田中税制委員長から、千葉県高橋副知事へ、「令和2年度税制改正に関する提言書」を陳情いたしました。(要望書は森田知事宛て)



税理士会からのお知らせ

税金の無料相談

千葉県税理士会東金支部では、毎月第1・第3水曜日(祝日を除く)に、税理士会事務局(東金商工会館3階)で税に関する無料の相談(原則事前予約)を実施しておりますので、是非ご利用下さい。

また2月21日(金)は、税理士記念日行事の一環として税に関する無料相談を実施しますので、こちらもご利用下さい。

連絡先:0475-50-6322 (平日の午前中)

東京国税局表彰 受賞



去る11月7日、当会会長の矢部慎一氏が長年の功績が認められ東京国税局長表彰を受賞されました。ご自身の会社経営の他に当会の代表理事として、会議の招集・開催、業務執行のほか、様々な事業を通して会を盛り上げ、申告・納税の普及発展に努められています。栄えある受賞、誠におめでとうございます。

ブロックだより

〔ブロック税務座談会〕

今年も「税を考える週間」の一環として、各ブロック主催の講演会と異業種交流会が行われました。社会保険労務士や弁護士の先生方の講演の後、東金税務署の北村副署長や池谷統括官、森山上席の講話をいただきました。会場は地区の公民館や会員企業さんのお店で行われ、異業種交流会では食事をしながら、和やかに親睦が図られました。



東金ブロック 村杉ブロック長 挨拶



九十九里ブロック 阿部ブロック長 挨拶



大網白里ブロック 齋藤ブロック長 挨拶



山武ブロック 成川ブロック長 挨拶



横芝光・芝山ブロック 吉岡ブロック長 挨拶



東金税務署 北村副署長 講話



上原昌也氏講演会



田所公宣氏講演会



奴賀智氏講演会



池谷統括官講話

東金労働基準監督署からののお知らせ

下請取引の適正化は、下請事業者の経営の安定・健全性を確保する上で重要であるほか、労働者の労働条件の確保・改善にも資するものであります。

「働き方改革」を阻害する不当な行為（不適正な下請取引）は、中小企業の事業主が「働き方改革」を進めるに当たってのお悩みの一つであると考えます。

親事業者による下請法違反が疑われる場合については、ご相談への対応だけでなく、公正取引委員会・中小企業庁への取次ぎ制度があります。

制度の活用、お問い合わせ、リーフレットの入手等につきましては、下記「問合せ先」までお願いいたします。

下請事業者の皆さま、ご安心ください。

中小企業をイジめるような 無理な取引は見逃しません！

たとえば、そのお困りごと

納期までの期間が短すぎて、休日に作業させるしかない…
でも、受注単価は据え置きか……

予定どおりに請代金を払ってもらえない…
従業員に賃金を払えなくなるかも……

下請取引が原因ではありませんか？

CHECK 以下のような行為は「下請法」^(注)で禁止されています！
(注) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）

- 買いたたき
- 不当な給付内容の変更・やり直し
- 下請代金の減額
- 不当な経済上の利益の提供要請
- 商品の受領拒否
- 裏面の「項目3」もご確認ください。

CHECK 親事業者による下請法違反が疑われる場合には…

- 労働基準監督署では、ご相談への対応だけでなく、下請法違反を調査している公正取引委員会・中小企業庁へご相談の取次ぎを行っています（下記参照）。
- お困りの場合は、①②いずれかの方法でお知らせください。
① 管轄の労働基準監督署にご相談ください。
② 裏面のシートにご記入のうえ、FAX又は郵送してください。
※シートは冊名でお送りいただくことも可能です。



公正取引委員会及び中小企業庁では、インターネットによる下請法の違反の申告も受け付けています。
<https://www.ftc.go.jp/kyouka/kyouka/kyouka.html>
<https://www.sme.go.jp/kyouka/kyouka/kyouka.html>

厚生労働省 公正取引委員会 中小企業庁

(リーフレット表面)

送付先の労働基準監督署はこちら→

下請取引に関する確認シート

- あなたの会社について
 - ・会社名 (代表者)
 - ・所在地 〒
 - ・連絡先 (電話番号) ()
 - ・資本金 万円 【記入必須】
 - ・通報の対象となる親会社からあなたの会社が委託されている仕事（該当するものに○）【記入必須】
① 製造委託 ② 修理委託 ③ ソフトウェアやデザインなど情報成果物作成委託
④ 運送やビルメンテナンスなど役務提供委託 ⑤ その他
- 通報の対象となる親会社（下請法で規定する「親事業者」）について 【記入必須】
 - ・会社名 本店 支店 営業所 工場
 - ※通報の対象となる親会社の会社名が未記入の場合には通報として受理できません。
 - ・所在地 〒
- あなたの会社の「お困りごと」の内容について 【記入必須】
 - 買いたたき
(例) 納期を一方的に短縮され、そのために増加する費用（残業代や作業員の増員等）について協議に応じてもえず、下請代金を当初の単価に据え置かれた。など
 - 下請代金の減額
(例) 当方に責任がないのに、あらかじめ決められた下請代金を値引き（減額）された。消費税増額を支払ってもらえなかった。など
 - 不当な給付内容の変更、やり直し
(例) 受領した後にやり直しや追加作業を行われたが、その作業に要した費用を負担してもらえなかった。など
 - 受領拒否
(例) 当方に責任がないのに、商品の発注を受けたあとに、その商品の受領を拒否された。など
 - 不当な経済上の利益の提供要請
(例) 親会社のために、金銭（例：協賛金）や労働力（例：応援店員）などを提供させられた。など

チェックを付けた「お困りごと」の内容について、時期や状況などを具体的に記載してください。
- この通報についてあなたに連絡させていただきたい場合の連絡先
 - ・氏名
 - ・連絡先 (電話番号) ()
 - ・親会社に対して調査を行うとき、あなたの会社から通報があったことを明らかにすることについて【記入必須】
 明らかにしないでほしい（匿名希望） 明らかにしてもよい

(リーフレット裏面)

問合せ先

東金労働基準監督署 労働時間相談・支援班

〒283-0005

東金市田間65

電話番号：0475-52-4358

千葉県の最低賃金一覧表

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

最低賃金件名	最低賃金額 時間額(円)	発効 年月日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	923	令和 元.10.1	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特 定 最 低 賃 金	調味料製造業 (味そ製造業を除く。)	923	令和 元.10.1	*調味料製造業の特定最低賃金(889円)は、令和元年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(923円)」が適用されます。
	鉄鋼業	993	令和 元.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	はん用機械器具、 生産用機械器具製造業 ※注	923	令和 元.10.1	*はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金(922円)は、令和元年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(923円)」が適用されます。
	電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、 電気計測器製造業及びこれらの 産業において管理、補助的経済 活動を行う事業所を除く。)	951	令和 元.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1)から(3)は上記に同じ (4)次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	923	令和 元.10.1	*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の特定最低賃金(887円)は、令和元年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(923円)」が適用されます。
	各種商品小売業 〔注:衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所〕	923	令和 元.10.1	*各種商品小売業(868円)は、令和元年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(923円)」が適用されます。
	自動車(新車)小売業	923	令和 元.10.1	*自動車(新車)小売業(922円)は、令和元年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(923円)」が適用されます。

※注 はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く
生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

◎支払い賃金を最低賃金と比較する場合、賃金から精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、賞与及び臨時の賃金は除外します。

◎お問い合わせは、千葉労働局賃金室(043-221-2328)又は最寄りの労働基準監督署へお尋ね下さい。

千葉労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/>





企業戦士の素顔

株式会社 土屋

- ▶ 代表取締役: 土屋 歩
- ▶ 所在地: 横芝光町宮川11949-2
- ▶ 設立: 平成22年
(食肉卸売 ペットフード製造販売 OEM 学校給食)
- ▶ 電話番号: 0479-75-4429
- ▶ URL: <https://tsuchiya-meat.co.jp>



二つの大きな台風と大雨の被害を受けた後にもかかわらず、快くインタビューに応じてくださった土屋社長を訪問しました。

Q: 設立から10年ということですが、HPを拝見してもこの規模にするには大変だったのでは？

土屋社長: うち、元は食肉の小売業でした。20年ほど前から私も手伝うのですが、店舗販売は競争が激しくて費用もかかる。その割に報われないので、転身を考えました。トラックを店舗に見立てて顧客のもとに届けたら効率的だと。それで、卸に方向転換したんです。最初は軽トラから始めました。

現在は、食肉に限らず、野菜も含めた食品の流通をまとめて管理する業務に加えて、飲食に特化した店舗経営の総合支援サービスや学校給食の製造を行っています。ラーメン店等、出店の企画から店舗の確保、内装、厨房設備、決済方法に至るまで飲食店の経営のすべてをパッケージングして支援することも業務にしています。クライアントは個人より多店舗展開を検討している法人が対象ですね。



学校給食用の食肉加工

Q: ドッグフードの製造販売というのは、どういったところから？

土屋社長: 食肉を扱うと端材が出ますが、以前は多くが廃棄されていたんです。それらの有効利用の側面に近年の飼い主の健康志向の高まりという要素が加わりました。人と同じ食材でペットフードを供給したら、十分需要が見込めるようになりました。千葉、茨城は一次産業が多く、食肉も野菜も結構廃棄が多いのですが、食材としては何ら問題はないので、有効利用すれば商機は見込めます。

Q: ペットフードもこの工場加工されているのですか？

土屋社長: ペットフードは乾燥させてバックするので、別に工場を用意して製造しています。製品の梱包は少しでも障害者雇用協力できればと、福祉作業所をお願いしています。いずれは当社で障害者雇用の作業所を用意して、完全雇用でやっていこうという目標があります。障害者雇用については、促進法の法定雇用率2.2%は今後上がっていきます。大企業ほどハードルが高くなるので、事業提携の形で協力ができるのではと考えています。

Q: ブランド名のZYM0は、何か意味がありますか？

土屋社長: 発酵という意味があります。製造・加工の過程で

ペットが消化しやすいように米麴を配合して発酵させてから低温で乾燥させています。余計な添加物は一切必要としません。そこが特色でしょうか。

Q: そういった知識は、どこから？何かお手本でもあったのですか。

土屋社長: ほとんど独学ですよ。資金力のない者の戦略をとことん追求していった結果です。敢えて学びといえば、異業種の先輩方の話を聞くことでしょうか。様々なお話の中にヒントや思わぬ発見があるものです。

Q: 趣味の読書というのは、やはり知識や発見をつかむためのものですか。座右の銘の「不安に生きるか、理想に死ぬか」もそのようにして見つけたものですか。

土屋社長: それもあります。自分に足りない何かを求めて書店に行くと、何かしらの出会いがあるものです。

Q: お若いので引退後の計画などはまだ考えていないでしょうか、今後の計画は？

土屋社長: 今まで銀行の融資枠をとるための成長という目標でしたが、今後は、収益性重視で経営基盤を安定させたいですね。今回のような災害リスクの分散も考慮しなければなりません。実はこれまで仕事一筋できたので、まだ独身なんです。いいパートナーがいたら、さらに大きくなるかもしれませんね(笑)。



社員の方々と広報委員

記者後記



台風の後の停電の際には、冷房が効かなくなった工場のトラック搬入用のシャッターを開け、冷凍車を付けて工場内に冷気を送り、低温を保ったそうです。アイデアと探究心に満ちた土屋社長。次はどんなことを考えているのでしょうか。楽しみです。

● ● ● 鳳凰山本漸寺 ● ● ●



境内より八鶴湖を見下ろす

鳳凰山本漸寺は、東金市の谷（やつ）区にあって、顕本法華宗に属し、往昔は本山輪番上総十か寺（本漸寺、最福寺、妙徳寺、本松寺、法光寺＝以上東金市。本国寺、蓮照寺、正法寺＝以上大網白里市。善勝寺、本寿寺＝以上千葉市）の一つで、古刹最福寺と向かい合い、県立東金高等学校の並び八鶴湖を見下ろす城山の中腹にある名刹である。

縁起については、12世住職日応が、元禄12年（1699）に書いた「鳳凰山縁起」があるが、その冒頭に「夫れ、当山開闢（かいびやく）の縁由を考ふるに、伝に曰く、往昔は近郷松之郷村の内に在り。同夢山願成就寺と号す。則ち、禅宗にして、七堂伽藍の大寺と云ふ。大檀那の平朝臣久時の時代、弘安3年に寄附の鼓鐘今に此れ在り。」とあり、本寺が元は松之郷の願成就寺という禅宗の寺院で、大寺の規模を有しており、鎌倉時代に寄附された梵鐘がそれを物語っているとのことであるが、その梵鐘は、第2次大戦の折、供出したため現存していない。この梵鐘に刻まれた鐘銘が確かであれば、願成就寺の創立は鎌倉時代である。（蒙古襲来は弘安4年）願成就寺という寺名は、北条政子の父、北条時政の墓所がある伊豆菰山の願成就院にちなみ号されたものであろう。

その後、永正6年（1509）になって土気城主酒井定隆が田間城を築き、本寺をその内寺と定め、田間城に近い金谷（松之郷字金谷）に移し、顕本法華宗に改宗、巨徳山本漸寺と改称した。そして、名僧日親を中興の祖として迎え、大いに寺勢を拡大したとされる。（「上総国誌」巻之六に開基の年時を大永元年（1521）3月としているが、諸説ある）しかし、定隆はかねてから田間城の狭小であることを不満とし、大永元年に東金城を改修し、移城とともに本寺も金谷から現在の八鶴湖畔に移し、鳳凰山本漸寺と改称、酒井家の菩提寺として寺運を盛大ならしめた。以後、隆敏、敏治、敏房、政辰がこの地を治め、上総の中心地、東金の発展の基礎を築いた。境内墓地には五代にわたってこの地を治めた酒井氏の墓碑と供養塔

があり、「正保四丁亥 夏四月創立焉」（1647 建立）と建立年月が刻まれている。その左右には数十の同族の碑がある。

天正18年（1590）7月、豊臣秀吉の軍勢によって東金城は落ちたが、城主酒井政辰、正成父子は北之幸谷の妙徳寺にて



酒井氏の供養塔

恭順の意を表した後、徳川家康は側近の進言を入れ、正成を千石の旗本に取り立てた。寺も將軍の庇護を受け、天正19年（1591）3月、徳川家康から寺領30石の寄進があり、以来寺運は次第に立ち直り、末寺27を有する房総有数の大寺になった。この時期には、本寺から日殷、日乗、日英等の名僧が輩出して、彼らがいずれも本山京都妙満寺の貫主に昇任し、それぞれ優れた実績を挙げた。

慶長18年（1613）落ちた東金城跡に東金御殿が造成され、家康も本寺に立ち寄り、故郷三河の国白輪村から取り寄せた苗木の御手植え蜜柑を残していることはよく知られている。

本堂は境内奥の高所にあるが、その周囲には歴代住職の供養塔、豪族の墓碑、記念碑等、豪華な碑石が並列しているのに対して、手前下段の墓所内には素朴な歌碑や句碑が点在している。また、本漸寺では早くからペットの火葬設備と墓苑を備え、需要に応じている。ペット墓苑には通年、供花とお香の煙の絶えることがない。



ペット墓苑

本漸寺什宝には高僧による数々の曼荼羅、御奈良天皇の書などいずれも国宝・重文級の品々が所蔵されているが、中でも専門の歴史家が高く評価する「本漸寺文書」があり、貴重な文化財として保存されている。

参考資料：東金町史 東金市史 ウィキペディア

事務局だより

「新入会員のつどい」に参加しよう!!



- ・日 時 令和2年2月22日(土) 15:30~19:00
- ・場 所 蓬莱閣 (東金市東新宿11-1)
- ・内 容 ①講演会 「野球を通じた人と地域の交流」
講 師 元プロ野球選手 現銚子市行政アドバイザー
木樽 正明(きたる まさあき)氏

②交流会

- ・会 費 無 料
- ・平成30年度、令和元年度の新入会員の方々を中心にご案内いたします。
詳しくは下記事務局までご連絡ください。

【令和2年度 年会費について】

口座振替を指定された会員様の口座引き落とし日は令和2年4月17日(金)ですので、振替前日までにご指定の口座に資金の準備をお願いいたします。

また、振込指定等の会員様は、4月17日の期限に合わせ、請求書を送付しますので、よろしくお願いたします。(なお、郵便局は振込手数料が無料です。)

事務局では口座振替をお勧めしております。ぜひこの機会に移行手続きをお願い申し上げます。詳しくは下記事務局までご連絡ください。

東金法人会事務局 連絡先▶ ☎0475-52-0022

2月～5月の行事予定

2月	5日(水)	生活習慣病健診	東金商工会館
	6日(木)	//	東金商工会館
	7日(金)	//	松尾ふれあい館
	22日(土)	新入会員のつどい	蓬莱閣
	26日(水)	税制委員会 税制セミナー	東金商工会館
3月	5日(木)	決算法人説明会・消費税の軽減税率制度等説明会	東金市中央公民館
	9日(月)	理事会	東金商工会館
4月	9日(木)	理事会	東金商工会館
	16日(木)	全国女性フォーラム	愛媛県
5月	22日(金)	定時総会	東金商工会館

e-Tax ご利用の場合は法人事業概況説明書の「16 加入組合等の状況」欄に東金法人会会員と入力しましょう。

